

社会福祉法人福陽会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福陽会（以下「本会」という。）の定款第8条及び定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条によるものをいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

- 2 常勤役員の理事長に対しては、報酬、賞与を支給し、金額は別表2に基づき支給する。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表3に基づき支給する。ただし、国若しくは地方公共団体の職、又は施設長の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを作対象とし、給与規程に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(施行)

本規程は、平成29年4月1日より施行する。

平成30年6月15日 一部改正

2019年6月12日 一部改正

2021年6月23日 一部改正

令和6年6月26日 一部改正

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額(一人当たり)	年度総額(一人当たり)	年間総額(合計)
評議員	7,795	50,000	500,000

別表2 常勤役員の理事長の報酬

名称	月額	賞与	年収
理事長報酬	975,000円以内	年4,300,000円以内	16,000,000円以内

別表3 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額(一人当たり)	年度総額(一人当たり)	年間総額(合計)
理事	7,795	120,000	480,000
監事(理事会・評議員会)	7,795		
監事のみ 監事監査当日	11,137	500,000	1,000,000